

○学生の懲戒処分に係る懲戒調査委員会運営要領

(平成 27 年 1 月 21 日)

(目的)

第 1 条 この要領は、学生の懲戒処分に係る審査の手續に関する規程(平成 27 年 1 月 21 日教授会決定)第 3 条第 3 項の規定に基づき、懲戒調査委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 懲戒審査の対象となる事案(以下「対象事案」という。)について、事実関係を明らかにすること。
- (2) 必要に応じて、審査を受ける学生又は参考人その他必要と認める者から事情を聴取すること。
- (3) 調査報告書を学生委員会に提出すること。
- (4) その他対象事案の事実関係を明らかにするために必要なこと。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学生委員会委員 4 名程度
- (2) 外部有識者
- (3) その他学生委員会が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置く。委員長は学生委員会委員長が指名する。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、委員の 4 分の 3 以上の出席がなければ、委員会を開催することができない。

(調査結果の報告)

第 5 条 委員会は、学生委員会に対し、委員会が設置された日から原則として 2 ヶ月以内に書面による調査結果の報告を行わなければならない。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮し、任務で知り得た事項を漏洩してはならない。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。